



# 電気需給約款[高圧]等以外の供給条件

(電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置)

2023年10月1日実施



## 料金その他の供給条件の内容

### 1 適用

- (1) この供給条件は、電気需給約款〔高圧〕（以下「需給約款」といいます。）、業務用電力2型約款〔高圧〕、業務用季節別時間帯別電力2型約款〔高圧〕、業務用休日高負荷電力約款〔高圧〕、業務用休日高負荷電力2型約款〔高圧〕、高圧電力2型約款〔高圧〕、高圧季節別時間帯別電力2型約款〔高圧〕、高圧休日高負荷電力約款〔高圧〕、高圧休日高負荷電力2型約款〔高圧〕、農事用電力約款〔高圧〕、深夜電力約款〔高圧〕、市場ハイブリッドプラン要綱または市場ハイブリッドプラン要綱（市場連動100%）（以下「当社が定める約款等」といいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。
- (2) この供給条件は、2023年11月分の計量期間等の始期から2024年1月分の計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

### 2 燃料費等調整単価の特別措置

- (1) 当社が定める約款等にもとづき電気の供給を受けるお客さま（需給約款附則2〔燃料費調整についての経過措置〕、市場ハイブリッドプラン要綱附則2〔燃料費調整についての経過措置〕または市場ハイブリッドプラン要綱〔市場連動100%〕附則2〔燃料費調整についての経過措置〕の適用を受けるお客さまを除きます。）の燃料費等調整単価は、需給約款別表3（燃料費等調整）(1)ハにかかわらず、需給約款別表3（燃料費等調整）(1)ハによって算定された値から(2)の特別措置の燃料費等調整単価を差し引いたものといたします。ただし、市場ハイブリッドプラン要綱7（料金）(2)または市場ハイブリッドプラン要綱（市場連動100%）6（料金）(2)の市場価格調整額を算定する場合の燃料費等調整単価は、需給約款別表3（燃料費等調整）(1)ハによって算定された値といたします。
- (2) 特別措置の燃料費等調整単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 円80銭
-------------	--------

### 3 燃料費調整単価の特別措置

- (1) 需給約款附則 2（燃料費調整についての経過措置）、市場ハイブリッドプラン要綱附則 2（燃料費調整についての経過措置）または市場ハイブリッドプラン要綱（市場連動100%）附則 2（燃料費調整についての経過措置）の適用を受けるお客さまの燃料費調整単価は、需給約款附則 2（燃料費調整についての経過措置）(1)ロにかかわらず、需給約款附則 2（燃料費調整についての経過措置）(1)ロによって算定された値から(2)の特別措置の燃料費調整単価を差し引いたものいたします。ただし、市場ハイブリッドプラン要綱 7（料金）(2)または市場ハイブリッドプラン要綱（市場連動100%） 6（料金）(2)の市場価格調整額を算定する場合の燃料費調整単価は、需給約款附則 2（燃料費調整についての経過措置）(1)ロによって算定された値といたします。
- (2) 特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりいたします。

1 キロワット時につき	1 円80銭
-------------	--------

### 4 そ の 他

その他の事項については、当社が定める約款等に定めるところによるものといたします。

## 附 則（実施期日）

この供給条件は、2023年10月1日から実施いたします。